

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月27日（金）第3361号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 1
 ○特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 1
 ○公共測量の実施 (監理課取扱い) 1
 ○道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 告
- 機械警備業務管理者講習実施公告 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1034 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

平成29年10月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
鹿児島厚生連病院	鹿児島市天保山町22番25号

2 認定の有効期限

平成32年10月20日

鹿 児 島 県 告 示 第 1035 号

出水市汐見町1042番地 桑野道夫及び出水市汐見町1014番地 木村美蔵からなされた次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年10月27日

鹿児島県知事 三反園訓

一定の区域

- 1 名称 出水市加入区
 2 区域 北さつま漁業協同組合の地区

鹿 児 島 県 告 示 第 1036 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月27日

鹿児島県知事 三反園 訓

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業の期間 平成29年9月5日から平成30年2月28日まで
- 3 作業の地域 屋久島町口永良部島地区

始良・伊佐地域振興局告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年10月27日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 10月4日	日置市東市来町湯田2795番地 株式会社151A 代表取締役 中島絵莉香	始良市平松字仮屋園4421番2及び4433番14	28.09	4.91～6.04
平成29年 10月11日	始良市宮島町11番地4 株式会社アイランドホーム 代表取締役 山口俊彦	始良市蒲生町久末字旭田684番2の一部、685番2の一部、685番4、685番10、685番11及び685番12	75.78	4.31～6.15 6.03

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第46号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年10月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表179の項中「日置市伊集院町徳重156」を「日置市伊集院町徳重三丁目1番地1」に改め、2の表194の項中「鹿屋市笠之原町7501番地2」を「鹿屋市笠之原町45番52号」に改める。

公安委員会公告**機械警備業務管理者講習実施公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年10月27日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習の実施期間
平成29年11月28日（火）から同月30日（木）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 2 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 3 受講定員
10人（原則として、受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等

- (1) 受付期間及び時間帯
 - ア 期間
平成29年11月6日（月）から同月10日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者等
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
 - (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
 - (5) 講習手数料
38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- 5 その他
- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
 - (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
 - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490